第二節　個人番号通知書

（個人番号の通知）

第七条　法第七条第一項若しくは第二項又は法附則第三条第二項若しくは第三項の規定による個人番号の通知は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により、当該個人番号及び次に掲げる事項が記載された書面（以下「個人番号通知書」という。）を送付する方法により行うものとする。

一　氏名

二　出生の年月日

三　個人番号通知書の発行の日

（住民票に基づく個人番号通知書の記載）

第八条　市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、前条の規定により個人番号通知書に氏名、出生の年月日及び個人番号を記載する場合には、本人に係る住民票に記載されている事項を記載するものとする。

（個人番号通知書の技術的基準）

第九条　個人番号通知書に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第十条から第十六条まで　削除

第二節　通知カード

（通知カードの記載事項）

第七条　法第七条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　通知カードの発行の日

二　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏が記載されているときは、当該旧氏

三　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されているときは、当該通称

（住民票に基づく通知カードの記載）

第八条　市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、通知カードに、法第七条第一項の規定により通知カードに記載されることとされている事項を記載する場合には、本人に係る住民票に記載されている事項を記載するものとする。

（通知カードの様式）

第九条　通知カードの様式は、別記様式第一のとおりとする。

（通知カードに係る記載事項の変更等）

第十条　法第七条第四項後段（同条第五項後段により準用する場合を含む。）の総務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　通知カードの追記欄等に変更に係る事項を記載し、これを返還すること。

二　個人番号カードの交付の手続に関する情報の提供を行うこと。

（通知カードの再交付の申請等）

第十一条　通知カード又は個人番号カードの交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、住所地市町村長に対し、通知カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該通知カードの交付を受けている者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別を記載した再交付申請書を提出して、通知カードの再交付を求めることができる。

一　通知カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷したとき。

二　通知カードの追記欄の余白がなくなったとき。

三　令第五条第二項（第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により通知カードを返納したとき（法第十七条第一項の規定による個人番号カードの交付に伴い又は令第五条第一項第一号に該当して通知カードを返納した場合を除く。）。

四　令第五条第三項の規定により通知カードを返納した後、いずれかの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の備える住民基本台帳に記録されたとき。

五　令第十五条第二項（第三条第三項において準用する場合を含む。）及び令第十五条第四項の規定により個人番号カードを返納したとき（同条第一項第二号に該当して個人番号カードを返納した場合を除く。）。

六　令第十五条第三項の規定により個人番号カードを返納した後、いずれかの市町村の備える住民基本台帳に記録されたとき。

七　個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷したとき又は個人番号カードの機能が損なわれたとき（第二十八条第一項の規定により個人番号カードの再交付を求める場合を除く。）。